

## 指 示

平成25年3月7日

浪江町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所  
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項に基づき、下記のとおり指示する。

### 記

1. 浪江町における平成23年3月12日の原子力災害対策本部長指示により避難のための立退きを求めた東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域(前面海域\*を含む)及び平成23年4月22日の原子力災害対策本部長指示により設定された計画的避難区域については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成25年4月1日午前0時をもって別紙のとおり避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直し、居住者等に対してその旨周知するとともに、引き続き避難を継続させること。
  2. 浪江町における平成23年4月21日の原子力災害対策本部長指示により設定された警戒区域(前面海域\*を含む)については、平成23年12月26日に原子力災害対策本部において決定した「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」を踏まえ、平成25年4月1日午前0時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。
- ※ 南相馬市と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯37度30分49.6秒)から南側の海域であり、双葉町と浪江町の陸地境界線と海岸線との交点の緯度(北緯37度27分58.9秒)から北側の海域であって、かつ、東経141度5分20秒から西側の区域の海域をいう。

以上

避難指示解除 準備区域	<p>浪江町 大字請戸の全ての区域          大字中浜の全ての区域          大字両竹の全ての区域          大字幾世橋の全ての区域          大字北幾世橋の全ての区域          大字棚塩の全ての区域          大字高瀬の全ての区域          大字権現堂の全ての区域          大字西台の全ての区域          大字藤橋の全ての区域</p> <p>浪江町内国有林磐城森林管理署          1 3 1 2 林班、</p>
居住制限区域	<p>浪江町 大字牛渡の全ての区域          大字樋渡の全ての区域          大字川添の全ての区域          大字小野田の全ての区域          大字谷津田の全ての区域          大字田尻の全ての区域          大字立野の全ての区域          大字苅宿の全ての区域          大字加倉の全ての区域          大字酒田の全ての区域</p>
帰還困難区域	<p>浪江町 大字酒井の全ての区域          大字大堀の全ての区域          大字井手の全ての区域          大字小丸の全ての区域          大字末森の全ての区域          大字室原の全ての区域          大字羽附の全ての区域          大字津島の全ての区域          大字下津島の全ての区域          大字南津島の全ての区域          大字赤字木の全ての区域          大字川房の全ての区域          大字昼曾根の全ての区域</p>

浪江町内国有林磐城森林管理署

1 0 0 1 林班から1 0 3 2 林班、1 0 3 8 林班から1 0 6 1 林班、  
1 0 6 5 林班から1 0 7 7 林班、1 0 8 2 林班、  
1 0 9 5 林班から1 1 1 3 林班、1 2 0 1 林班から1 2 2 5 林班  
1 2 8 7 林班から1 3 1 1 林班、2 1 1 0 林班から2 1 1 9 林班